

『編集文献学研究』投稿規程

1. 名称および発行

1) 名称を『編集文献学研究』と称し、英語名を The Journal of International Textual Scholarship とする。

2) 本誌は、成城大学国際編集文献学研究センター員等の学術研究成果を発表することを目的とし、原則として毎年1回、電子ジャーナルとして発行する。なお、諸般の事情により、合併号となる場合がある。

2. 投稿資格

1) 成城大学国際編集文献学研究センターの規則に定められたセンター員。

2) その他、『編集文献学研究』編集委員会が適当と認めた者。

3. 原稿の種類

1) 投稿できる原稿は、論文、研究ノートとする。

2) 調査報告、資料紹介、書評等は編集委員会から投稿を依頼する。

4. 原稿の条件

1) 投稿できる原稿は、未発表のものに限る。但し、口頭発表のみが先行している場合は可とする。多重投稿を禁じる。

2) 投稿できる原稿の種類および文字数等については、執筆要領にて定める。

5. 査読

1) 投稿原稿は査読の対象となる。

2) 採否は編集委員会が決定する。審査の上、修正等を求める場合がある。

6. 著作権等

1) 機関誌に掲載される論文等の著作権のうち、複製権と公衆送信権は、その採択をもって成城大学国際編集文献学研究センターに帰属するものとする。

2) 著作者人格権は著者に帰属する。著者が自分の論文等を複製・転載・翻訳・翻案等の形で利用することは自由である。その場合、著者は転載先に出典を明記する。

7. 倫理・権利関係等

1) 執筆者が投稿原稿に引用する文章や翻訳、図表等の倫理・権利関係に関することは、執筆者の責任において処理する。

2) 執筆者は掲載が決定された原稿の著作権等について、掲載申込書の提出をもって、本誌の規定に同意したものとする。

8. 公開の許諾

本誌に掲載される全ての原稿は、成城大学国際編集文献学研究センターホームページ内で電子ジャーナルとして公開される。執筆者は、原稿の採択をもって電子ジャーナルによる著作物の公開に同意したものとする。

9. 原稿提出締切

9月末日とする。

10. 問い合わせおよび原稿の投稿先

成城大学国際編集文献学研究センター

『編集文献学研究』編集委員会

ts-office@seijo.ac.jp

附則 この規程は、2023年4月1日から施行する。